

はらからの里:ユニット型個室料金表 (30日)

・令和3年8月1日からの料金です。その他、療養食加算等がかかる場合があります。

・入居日から30日間以内の期間(入院後に再入所された場合も同様)は下記の料金に1日あたり30単位加算されます(2割負担の方は60単位、3割負担の方は90単位)

介護度	負担割合	負担段階	居住費		食費		介護サービス費						介護職員処遇改善加算(8.3%)④	介護職員等特定処遇改善加算(2.7%)⑤	月額合計 ①+②+③+④+⑤			
			日額	月額①	日額	月額②	ユニット型個室	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	個別機能訓練加算(Ⅰ)	夜間職員配置加算(Ⅱ)イ				日額計	基本報酬 0.1%上乘せ	月額計③
							日額											
1	3割	第4段階	2,006	60,180	1,445	43,350	1,983	138	36	69	36	138	2,400	59	72,059	5,981	1,946	183,516
	2割		2,006	60,180	1,445	43,350	1,322	92	24	46	24	92	1,600	40	48,040	3,987	1,297	156,854
	1割		2,006	60,180	1,445	43,350	661	46	12	23	12	46	800	20	24,020	1,994	649	130,192
		第3段階②	1,310	39,300	1,360	40,800												106,762
		第3段階①	1,310	39,300	650	19,500												85,462
		第2段階	820	24,600	390	11,700												62,962
		第1段階	820	24,600	300	9,000												60,262
2	3割	第4段階	2,006	60,180	1,445	43,350	2,190	138	36	69	36	138	2,607	66	78,276	6,497	2,113	190,416
	2割		2,006	60,180	1,445	43,350	1,460	92	24	46	24	92	1,738	44	52,184	4,331	1,409	161,454
	1割		2,006	60,180	1,445	43,350	730	46	12	23	12	46	869	22	26,092	2,166	704	132,492
		第3段階②	1,310	39,300	1,360	40,800												109,062
		第3段階①	1,310	39,300	650	19,500												87,762
		第2段階	820	24,600	390	11,700												65,262
		第1段階	820	24,600	300	9,000												62,562
3	3割	第4段階	2,006	60,180	1,445	43,350	2,409	138	36	69	36	138	2,826	72	84,852	7,043	2,291	197,716
	2割		2,006	60,180	1,445	43,350	1,606	92	24	46	24	92	1,884	48	56,568	4,695	1,527	166,321
	1割		2,006	60,180	1,445	43,350	803	46	12	23	12	46	942	24	28,284	2,348	764	134,925
		第3段階②	1,310	39,300	1,360	40,800												111,495
		第3段階①	1,310	39,300	650	19,500												90,195
		第2段階	820	24,600	390	11,700												67,695
		第1段階	820	24,600	300	9,000												64,995
4	3割	第4段階	2,006	60,180	1,445	43,350	2,622	138	36	69	36	138	3,039	79	91,249	7,574	2,464	204,816
	2割		2,006	60,180	1,445	43,350	1,748	92	24	46	24	92	2,026	52	60,832	5,049	1,642	171,054
	1割		2,006	60,180	1,445	43,350	874	46	12	23	12	46	1,013	26	30,416	2,525	821	137,292
		第3段階②	1,310	39,300	1,360	40,800												113,862
		第3段階①	1,310	39,300	650	19,500												92,562
		第2段階	820	24,600	390	11,700												70,062
		第1段階	820	24,600	300	9,000												67,362
5	3割	第4段階	2,006	60,180	1,445	43,350	2,826	138	36	69	36	138	3,243	85	97,375	8,082	2,629	211,616
	2割		2,006	60,180	1,445	43,350	1,884	92	24	46	24	92	2,162	57	64,917	5,388	1,753	175,587
	1割		2,006	60,180	1,445	43,350	942	46	12	23	12	46	1,081	28	32,458	2,694	876	139,559
		第3段階②	1,310	39,300	1,360	40,800												116,129
		第3段階①	1,310	39,300	650	19,500												94,829
		第2段階	820	24,600	390	11,700												72,329
		第1段階	820	24,600	300	9,000												69,629

・利用者負担割合について

第1号被保険者 要介護認定 を受け ている	本人の合計所得金額が単身340万円以上、2人世帯以上463万円以上の場合		3割
	本人の合計所得金額が160万円以上	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が 単身は280万円未満 2人以上は346万円未満	2割
	上記に当てはまらない方(住民税非課税者、生活保護受給者等も含む)		1割

・利用者負担段階について

第4段階	住民税課税世帯の方
第3段階②	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、年金収入等120万円以上の方
第3段階①	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、年金収入等80万円～120万円以下の方
第2段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方

かつ、下記の条件があります。

・預貯金の金額が下記に記載の金額以上ある方は負担段階対象外となりますので、ご注意ください。申請の際にはご本人と配偶者名義の通帳のコピーの提出が必要です。

年金収入等80万円以下の方	①単身 650万円	②夫婦1650万円
年金収入等80万円～120万円の方	①単身 550万円	②夫婦1550万円
年金収入等120万円以上の方	①単身 500万円	②夫婦1500万円

・世帯分離後も配偶者の所得を勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外とする。

詳細についてはお住まいの市町村までお問い合わせ下さい。

※介護サービス費の月額③と処遇改善加算④の合計額が自己負担の上限額を超過した場合は、超過分が高額介護サービス費として後から給付を受けることができます。

例 要介護5で負担割合が2割、自己負担の上限額が44,400円の方は③56,100+④4,656-44,400=16,356円が後日給付されますので、実質の料金は161,256-16,356=144,900円となります。